

西いぶり広域連合事務局設置条例

平成 12 年 3 月 28 日
条 例 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、西いぶり広域連合長が、その権限に属する事務を分掌させるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、内部組織の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第 2 条 西いぶり広域連合（以下「広域連合」という。）に事務局を置く。

2 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合議会及び広域連合内の行政一般に関する事項
- (2) 職員に関する事項
- (3) 広域連合の歳入歳出予算その他の財務に関する事項
- (4) 条例の立案に関する事項
- (5) 統計に関する事項
- (6) 廃棄物処理施設に関する事項
- (7) 都市公園に関する事項
- (8) リサイクルプラザに関する事項
- (9) 共同電算センターに関する事項
- (10) 広域行政の振興及び課題の調査研究並びに連絡調整に関する事項
- (11) その他広域連合の管理運営に関すること。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成 13 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。